

■岩田小学校区 特定地域隣接校選択制度の今後について説明会要旨

日 時 平成24年12月15日（土） 昼の部：午後1時から午後2時30分
夜の部：午後7時から午後8時30分

会 場 東部老人会館

参加者 中岩田三区にお住まいの方 昼の部：15人 夜の部：9人
昼の部：岩田校区自治会長、中岩田三区自治会長（途中参加）、
前中岩田三区自治会長
豊橋市教育委員会（教育政策課長・同補佐・同主査・同主事、学校教育課長補佐）
夜の部：岩田校区自治会長、岩田校区副自治会長、中岩田三区自治会長
豊橋市教育委員会（教育政策課長・同補佐・同主査・同主事、学校教育課主事）

■配付資料に基づく説明（教育政策課長）

- ・特定地域隣接校選択制の廃止時期と経過措置の事務局案について

■主な意見・質疑応答等

（参加者意見）

【昼・夜共通】

- 特定地域隣接校選択制度（以降「学校選択制度」）を廃止することは、決定事項なのか。また、今後どういう流れで最終決定するのか。
- 過大規模が解消したら学校選択制度を廃止すると制度導入時に説明をしていたのか。
- 現状、豊小学校を選択する子が多いが、廃止した場合に通学の安全は確保できるのか。また通学団を組むことができるのか。
- 制度の今後について今年度の3月末までに結論を出すというのは余りにも早く感じる。もう少し時間をかけて検討をした方が良いのではないか。

【昼の部】

- 配付資料の学校選択制度利用児童数について、在校生や今後入学する子どもたちの兄弟関係等を分析するべきである。
- 前回の意見交換の資料のとりまとめ部分で、誰の意見かがはっきり分かるようにして欲しい。
- 前回の意見交換で出された意見と今回の廃止の方向性は、つながっていない。
- 私たちの意見がどのように取り上げられているか確認をしたいので、決定機関である豊橋市小・中学校通学区域審議会（以降「通学審」）へ提出する資料を見せて欲しい。
- 児童数が今後増加傾向にあるが、10年後に再び1,000人を超えたらまた学校選択制度を導入するのか。
- 学校選択制度を廃止するならば、経過措置が終わるまでは意見交換会をまめに行って欲しい。

【夜の部】

- 学校選択制度導入時は、積極的に制度の利用を進める雰囲気があり、豊小学校のPTA会長が旗当番の配置を変えるなど中岩田三区を受け入れる体制を作ってくれた。今後、岩田へ戻った場合に、特に岩田小学校側がしっかり受け入れてくれるか、不安がある。岩田小学校を見学する機会を設けて欲しい。
- 経過措置中は、どちらかの学校に通う児童の人数が少なくなるなど通学の安全上不安な面があるので、その間だけでも交通安全指導員の追加配置をお願いできないか。
- 幼稚園や保育園では進学する小学校に対応した教育が始まっているので、現在幼稚園や保育園に通園している児童までは学校選択制度が利用できるようにして欲しい。
- 豊小学校が選択できるから家を構えた人や6歳以上離れた弟妹も経過措置で学校選択制度を利用できるように認めて欲しい。兄弟は、同じ学校を卒業する方が好ましい。
- 周知期間が1年間であるというのは短いと思う。早いほうが良いという教育委員会の考えは分かったが、保護者の立場で考えれば、たった1年の検討期間だけで廃止するというのは早すぎる。2年ではだめなのか。

(自治会役員意見)

【昼の部】

- 再び1,000人を超えるようなことになったらどうするのかをあらかじめ決めておく必要がある。
- 子ども会行事など学校選択制度があることから地域の課題が生じている。豊小学校を選択している保護者が、岩田小学校区の子ども会行事へ手伝いに来たとき、「なぜ来ているの?」と言われていたり、ゲーム中に中岩田三区のチームだけ参加者が少なく特別ルールになっていたりするので、学校が分かれていることから課題は生じている。
- 平成26年度から廃止予定であると言うことを平成25年度の新入学児童を含めて周知徹底を行って欲しい。また、通学の安全の問題は、保護者はまず学校としっかり協議をしていただき、教育委員会も協力できる場所はお願いしたい。校区自治会としても特に通学の安全の面で言えば交通立番等できる限りの協力を惜しまない。

【夜の部】

- 通学の安全の問題は、輪番制で旗当番を行い自治会としても見守りを行っていく。
- 交通安全指導員は、通学路の中でも特に交通安全上非常に危険なところへ配置しているので、学校選択制度の廃止で通学団の人数が少なくなる事を理由としての配置はできない。通学の安全は、まず保護者で確保し学校とも協議をして欲しい。
- できないことはできないでいいが、廃止時期を事務局案の1年後より延ばすことができない場合や経過措置を拡充できない場合など、今回要望があったことについてできない場合はできない理由を示してください。

今回の主な意見に対する教育委員会の回答

◆説明会に参加した保護者から

■学校選択制度を利用している側としては、地域の課題というものが具体的に見えない。そのことから、なぜ廃止しなければならないのかわからないという意見

⇒【教育委員会】居住地の行事である子ども会活動や校区の体育祭への参加の問題、岩田校区の役員への就任、防犯・防災上の問題などがあげられるが、いずれの問題も居住校区と通学する校区が異なる事で、岩田校区の一員であるという意識がどうしても希薄となってしまうことが課題としてあげられる。

このことから、過大規模が解消されたのであれば、岩田校区を本来あるべき姿に戻すことが大切だと考えている。

■前回の意見交換会の意見と今回の廃止の方向性は、つながっていないという意見

⇒経過措置は、前回の意見交換会の意見を踏まえて考慮した。

■もう廃止は決定事項なのか、また、最終的な決定はいつ誰がするのかという意見

⇒【教育委員会】今回の提案は通学審の意見を聞いた上での事務局案である。この後、通学審への正式な諮問・答申を経て、3月には5人の委員で構成される教育委員会の定例会で決定する。

■なぜこれほど決定を急ぐのかという意見

⇒【教育委員会】学校選択制度導入時は、苦渋の選択でこの制度をスタートさせていただいた。制度の導入目的である過大規模が解消されたのであれば、できるだけ早期に岩田校区の本来の形に戻したい。その中で一定の周知期間を考慮し、平成25年度末とした。

■説明会に参加した保護者の意見が通学審の委員へしっかりと届くかどうか不安であるということ、また、提出する資料が事務局の都合の良いように作成をされないか確認したいとの意見。在校生や今後入学する子どもたちの兄弟関係が分かる資料を提出して欲しいという意見。

⇒【教育委員会】説明会に参加した保護者の意見をきちんと通学審に伝えて兄弟関係が分かる資料も作成して提出し、また、その際に用いた資料等の公開可能な範囲をホームページ等で見られるようにする。

■学校選択制度を廃止した場合、子どもの通学の安全が図れるのかを心配する意見

⇒【自治会】交通立ち番等、子どもたちの通学の安全のために、できる限りの協力を行う用意がある。

【教育委員会】市内全ての児童に言えることだが、通学団の集合場所までは保護者の責任で安全確保をお願いしており、また、通学路及び通学団の参集場所は、学校と保護者が相談しながら決定している。しかし、今回、制度の廃止という特殊な

状況を考えれば、教育委員会も学校や自治会と一緒にあって児童の安全確保に向けた協議に参加する。

■廃止時期を遅らせることができないか、また、兄姉が卒業した後でも弟妹が豊小学校に新入学できるなど、経過措置をもっと広げることができないかという意見

⇒【教育委員会】先に開催された通学審でも岩田小学校区は、学校選択制度の廃止という方向性で良いとの回答を得ている。教育委員会としてもこの方向性で考えることとし、廃止時期を遅らせることは、地域コミュニティ等の面で表面化している課題を先送りになることになり、過大規模が解消されたのであれば、一定の経過措置を講じた上でできるだけ早期に岩田校区を本来の形に戻すべきだと考えている。

なお、経過措置を広げることについては再度検討する。

■制度導入時に、どのような状態になったら学校選択制度を廃止するという説明を教育委員会は行わなかったということと、今後再び過大規模になったらどうするのかという意見

⇒【教育委員会】導入時に廃止する際の条件を提示しなかった点については、素直にお詫びしたい。他の2地区でも学校選択制度を導入しているので、廃止を検討する際の条件を3月までには整備する予定である。

なお、今後過大規模化した場合など、学校規模の適正化を進める際の手順書を3月までに作成する予定である。

■選択制度を廃止するかどうかとは別に、成人式についての課題があるとの話だったがどのように解決していく予定なのかという意見

⇒【教育委員会】成人式は、居住地域が実施する式典との位置づけではあるが、新成人が希望する会場（卒業した小学校）に出席できるようにしたい。経費負担のあり方も含め自治会を始めとする関係者と協議を行っていく。

■平成26年度から廃止予定であるという情報をしっかり周知して欲しいという意見

⇒【教育委員会】今の状況を何らかの方法で周知する。

■廃止する場合、経過措置が終わるまで意見交換をまめに開催して欲しいという意見

⇒【教育委員会】やっていく。

■廃止する場合、岩田小学校の通学の安全を含めた受け入れ体制がしっかりとあるのか心配であり、岩田小学校の見学をしたいという意見。

⇒【教育委員会】岩田・豊・多米小学校と教育委員会で受け入れ体制をしっかりと整えていく。また、岩田小学校を見学する機会を設けることを検討していく。

■幼稚園や保育園では、進学先の小学校によって教育内容やクラス分けに配慮をしているので、幼稚園や保育園にいる児童も経過措置を認めて欲しいという意見
⇒【教育委員会】どのようになっているか確認をする。

◆校区自治会長からの意見

■今回の参加者からの廃止時期の延長や経過措置の拡大などの意見について、できないことはできなくても仕方がないが、特にできない事については、理由を付けて我々に示して欲しいとの意見
⇒【教育委員会】承知しました。